

# 令和5年第8回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年8月28日(月) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 次長 岡田 剛 書記 青山 侑嗣

<p>付 議 事 項</p>	<p>議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 専決第 1 号 専決第 2 号 その他</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農業振興地域整備計画の変更について 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 生産緑地のあっせん願いについて 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下げについて 農地を農業用施設に使用する届出書について 日進農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（農振除外）の基準について</p>
--------------------	--	--

開会	(15:00) 事務局長	<p>本日は、11名の委員さんにご出席いただきました。定数に達しておりますので、只今より令和5年第8回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、4番の牧正行委員と5番の水野俊弘委員の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議に5名の傍聴の申し出がございました。</p> <p>傍聴に対して異議はございますか。</p> <p>異議なしということで、傍聴者の入室を許可します。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>それでは議案に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>農地法では、優良な農地を確保するために、農地の「売買・賃借・転用」には制限があります。議案にある「農地法第3条の許可」についてですが、これは、農地を農地として利用するために、売買・賃貸借等による権利を移転したり、設定したりする際には農業委員会の許可を必要としております。これを農地法第3条の許可といいます。</p> <p>では、8番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>なお、議案番号につきましては、1月の第1回の総会議案からの連番となっております。</p> <p>申請地は日進西中学校から南に約340mに位置する農地で、登記地目、現況地目は田で面積は3筆合計で1,971㎡です。</p> <p>申請者は浅田平子二丁目にお住まいで、年齢は46歳です。</p> <p>申請者の父が高齢であり、営農面積を縮小したいとの申し出があり、息子である申請者が贈与を受け営農を継続していくものです。</p> <p>申請者は現在、年間150日農作業に従事しており、農作業歴は3年です。</p>
	議長	
	事務局 議長	
	議長	
	事務局	

	<p>農業用機械は、トラクター2台、軽トラック1台を所有しています。</p> <p>申請地では、引き続き水稻の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当するかどうかについて詳しく説明します。</p> <p>第1号、「取得後全部効率的に利用できるか」については、事務局による現地確認の結果耕作されていることが確認されたため、支障ありません。</p> <p>第2号について、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人のみが対象となりますが、申請者は法人ではなく個人であるため該当しません。</p> <p>第3号、信託の引き受けにより権利が取得される場合のみが該当となりますが、個人間での権利の取得であるため該当しません。</p> <p>第4号、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事するかどうか」については、営農計画書の内容を精査したところ、現状と乖離した計画ではないため、支障ありません。</p> <p>第5号、「転貸するかどうか」については、該当ありません。これは例えば裏作で誰かに貸し付けたりする場合等に審査に該当します。</p> <p>第6号、「周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保」についてですが、これは農業者が協力して水利管理をしている地域で、水利調整を無視するような農業を行う場合や、無農薬栽培をしている地域で、それを事実上困難にするような場合等、周辺の農地の耕作に対して影響を与える場合が該当しますが、本案件は耕作状況が現状と変わらず水稻の栽培をするため支障ありません。</p> <p>続いて、9番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>申請地は、野方三ツ池公園から東に約230mに位置する農地で、登記地目は畑、現況地目は雑種地と畑の2筆合計で614㎡です。</p>
--	--

		<p>申請者は折戸町上納にお住まいで、年齢は63歳です。今回の申請地は申請者の自宅に近接しています。なお、今回の申請者は、令和5年6月の農業委員会で今回同様に3条のご審議・可決いただいた案件の農地の隣地であり、一体で利用し営農地の拡大を図るものです。</p> <p>現在、年間150日農作業に従事しており、農作業歴は20年です。</p> <p>農業用機械は、耕うん機2台を所有しています。</p> <p>申請地では、果樹の栽培を予定しています。</p> <p>先ほど8番で説明しました「農地法第3条第2項の許可できない項目」に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障はありません。</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>9番ですが、現況雑種地の農地を所有権移転するとのことだが、耕作はできるのか。</p> <p>現状は雑木が生えており耕作するのが難しいため、今後少しずつ整備して果樹を植えると聞いています。</p> <p>8番・9番同様に現在どれくらいの面積を所有しているのか教えてほしい。</p> <p>8番については、田を約6,800㎡、畑を2,600㎡所有しています。9番については、田を約3,000㎡、畑を約1,500㎡所有しています。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>番号1番の携帯無線基地局を設置する農振除外案件について説明します。</p> <p>まず、農振除外について簡単に説明します。</p>
	議長	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	議長	
	議長	
	事務局	

		<p>「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が作成している計画「日進農業振興地域整備計画」のことを略して「農振計画」と呼んでいます。この計画において、県知事が定めた「農業の振興を図るべき地域」を、今後農業用に活用する区域と非農業用の区域に区分しています。その農業用に区分された区域を「農用地区域」といい、一般的には「青地農地」や「農振農用地」と言われています。この「農用地区域」に指定されている農地については、原則農業用以外の利用を認めていません。</p> <p>そのため、「農振除外」とは、利用が規制されている農用地区域の農地を、宅地や駐車場等農業以外の目的に使用したい場合に農業振興地域の農用地区域の指定を外す手続きのことです。</p> <p>この手続きは所定の申出書により年4回（2月、5月、8月、11月）に受付をしており、市は申出書の内容を審査し、除外に際して支障がない場合は、農業委員会・農協・愛知用水土地改良区等に意見照会をした上で、県に同意を求める手続きをします。申出書の提出から最終的に除外の手続きが完了するまで半年程度かかります。</p> <p>この手続きの後、農地法に基づく転用許可申請を行い、その許可書の交付を受けて初めて農地以外の目的に変更することができます。</p> <p>申出地は、福友病院から西に約150mの位置に所在し、地目、現況は田で面積は446㎡の内6.25㎡です。面積が小さいのは、設置される施設が携帯無線基地局の鉄塔のみであるからです。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和54年に事業完了した「団体営ほ場整備事業北新田地区」に該当します。</p> <p>申出者は、電気通信回線設備を設置する事業の認定を受けた事業者で、携帯無線基地局を設置するために除外をするものです。</p> <p>除外することで、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>議案第2号の案件について、説明が終わりましたが、何か</p>
--	--	--

議長

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>登記簿は田になっているが、現況は駐車場になっていると思うが問題はないか。</p> <p>現地確認の上、必要な指導をします。</p> <p>農地の中に設置することになると思われるが、条件的には、道路に近い位置に設置するなどできないのか。</p> <p>実際の設置の状況にもよると思いますが。</p> <p>仮に農地を活用する際に、水稻を行う場合は作業がとてもやりづらくなると思う。</p> <p>所有者は携帯無線基地局の設置を知っているのか。</p> <p>所有者は事前に知っています。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法、(通称基盤強化法)では、市町村が、当該地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標及びこのような農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の目標並びにこのような農業経営を目指して経営改善を図ろうとするものへの支援措置のあり方等について市町村において基本構想を策定することとなっています。</p> <p>日進市では、この基本構想が平成12年に策定されており、法改正に伴ってその都度変更をしており、令和3年の変更が最後であります。</p> <p>今回、改正基盤強化法が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、基本構想の変更を行うものです。なお、法改正に伴う変更である為、他市町村も同様の変更手続きを行っているものです。</p> <p>それでは、時点修正や細かい文言の修正が多々ありますが、時間の都合から、法改正に伴う修正等の大きなポイントに絞</p>
--	---	--

	<p>って説明します。</p> <p>1 ページの3 農業経営の目標年度を2030年度から2033年に時点修正しています。</p> <p>2 ページ枠内下段新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標の年間農業所得の目標設定の考え方を追記しております。</p> <p>4 ページから7 ページについては、営農類型ごとの、効率的かつ安定的な農業経営の指標であります。愛知県農業改良普及課に確認していただき、県内において妥当な設定となるよう一部修正をしています。</p> <p>8 ページ 第3の「第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」は基盤強化法改正に伴う新設であります。</p> <p>ここでは、農業を担う者の確保及び育成についての考え方を示し、市はその者に対して、関係機関と連携・役割分担をして、主体的に、資金面や営農面、販路開拓などのサポートに取り組むこととしています。</p> <p>また、新たに農業経営を始めようとするものに対しては、この基本構想に基づき青年等就農計画を作成し、資金制度を活用しながら経営発展できるようフォローアップを行うとともに、認定農業者へ誘導することとしております。</p> <p>9 ページ 第4の2の「その他農用地の効率的かつ安定的な利用に関する事項」は基盤強化法改正に伴う新設で、農用地の集約化に関して、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、担い手への農地の集約を促進することとしています。</p> <p>9 ページ下段 第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の1については、地域計画に関する事項になります。</p> <p>基盤強化法の改正により、地域の将来の農業の在り方、将来の農業の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」の策定が法定化されました。</p> <p>地域計画の策定にあたっては、協議の場を区域ごとに設定し、そのことを積極的に周知します。参加者については、農業者・農業委員・農協等、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整をします。</p> <p>策定される計画の農業上の利用が行われる区域については、</p>
--	---

		<p>人・農地プランの策定地域を基に農業振興地域内農用地が含まれるよう設定をします。地域計画の策定にあたっては関係機関と連携しながら協議の場の設置から計画の公表まで適切な進捗管理を行います。また、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を行うこととしています。</p> <p>これらは基盤強化法改正により基本構想に記載する事項ですが、地域計画作成の実務としては検討中であり、農業委員の皆様にはまたご説明させていただく予定です。</p> <p>16ページ中段「利用権設定等に関する事項」については、基盤強化法の改正後、経過措置により、地域計画の策定がされる日まで又は2025年3月31日までは農地利用集積計画の作成が出来ますので、引き続き当該農地利用集積計画と農地中間管理機構における農地利用集積等促進計画の作成を促進することとしています。</p> <p>基本構想の変更点の説明は以上になりますが、今後の流れとしては、愛知県の同意後、9月末までに公告する予定となっています。</p> <p>議長 議案第3号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議長 議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>議長 全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>事務局 続きまして、議案第4号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第4号の案件について説明します。</p> <p>農業委員会では、地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し、農業者の代表として解決に向けた「意見の提出」に積極的に取り組むため、農業委員会法第38条で「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められています。</p> <p>本市での意見書の提出は、これまで行ったことはありません。</p>
--	--	--

	<p>んが、第25代農業委員の改選のあった、このタイミングで、今後農業委員会が最適化活動を進めるにあたり必要な事項に対する意見等をまとめました。</p> <p>第1 趣旨には、本市が抱える担い手不足や遊休農地解消、有害鳥獣被害など農業の現状をふまえ、農政施策に係る必要な予算の確保などを市に要望するとともに、国や県へも農業者が安心して農業を営める施策展開を要望することを記述しました。</p> <p>第2では、7つの要望事項を掲げました。</p> <p>一つ目は、担い手への農地利用の集積・集約化です。</p> <p>担い手への農地の集積を図り、効率的な農業経営を進めるため、今後策定する地域計画に対して、農業委員会は市、農協、農業者と協力し、10年後の将来を描く目標地図の作成に対する協力と、その計画の達成に向けた協力を要望します。また、営農組合等地域組織が弱体化していく現状をふまえ、農業用施設の計画的な維持管理を要望します。</p> <p>二つ目は、遊休農地の発生防止・解消です。</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足、相続による所有農地の分散化による不在地主により、農地が荒廃化している現状をふまえ、より一層の遊休農地の発生防止・解消に向けた活動に対する協力を依頼し、農地の活用方法例として、民営の市民農園開設などを遊休農地解消方策として積極的に進めるよう要望していきます。</p> <p>三つ目では、担い手支援の充実強化として、新規就農者への就農に対する支援と、国の制度資金の活用における年齢制限見直しを働きかけする要望としています。</p> <p>四つ目では、地産地消の推進として、今後オープン予定の道の駅などで市内産農産物の販売や消費拡大などの推進と、本市の産地銘柄指定を受けた「こはるもち」の消費拡大、商品開発への協力について、また、児童生徒への食育の取組として、学校給食への市内産農産物の使用量拡大と、農業者が生産した農産物の積極活用を要望します。</p> <p>五つ目ですが、鳥獣被害対策として、近年イノシシ被害が拡大している現状をふまえ、捕獲に必要な箱ワナの設置数の増加や狩猟免許取得者の増加による捕獲体制の強化を要望します。また、雑草の繁茂が著しい道路法面や買収後管理不行</p>
--	--

		<p>き届きの公共用地などで害獣の住処や害虫の発生などにより農地に悪影響があるため、適切な管理を行うことを要望します。</p> <p>六つ目として、農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策として、新型コロナや国際情勢の影響で、肥料など価格高騰が長期化している現状をふまえ、昨年度行った「にっしん農業元気補助金」のような農業者支援を継続的に行うとともに、国、県に対し支援の継続を要望します。</p> <p>七つ目として、農業関係施策の充実ですが、農業委員会の最適化活動を円滑に進めるよう、必要な予算の確保を要望します。併せて、令和6年度末までの地域計画策定を完了させることや農地の集約化、担い手育成などを進めるための事務局の体制強化として、民間活力の導入などにより、市民農園事業などの農政事務の効率化をはかり、限られた労力をより進めるべき施策に集中するよう要望します。</p> <p>以上の7つについて、意見書としてまとめましたので、本日の議決をいただき、農業委員会の総意として市長へ提出をしたいと考えております。</p> <p>議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>遊休農地の発生について、不在地主の農家が増えていることを趣旨にも付け加えてはどうか。</p> <p>検討します。</p> <p>適正な農業用施設の維持管理とあるが、具体的にどのようなことを指しているのか。</p> <p>パイプラインや、農業用のポンプのことを指しています。</p> <p>地産地消の推進のところで、農産物納入事務手続きなどが障壁になっているとあるが、具体的な例を教えてください。</p> <p>市の給食センターに農産物を納入する場合、事前に業者としての登録が必要であるため、個人の農家が直接給食センターに持ち込んでも受け入れてもらえない現状があります。</p> <p>給食センターも、1日に約9,700食の給食を調理する必要があるため、機械で洗ったり切ったりするが、機械の規格があるため、規格に合うものでないと難しいと言われております。</p> <p>議案第4号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意</p>
	議長	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	議長	

	<p>議長</p> <p>委員 議長</p> <p>議長 事務局</p>	<p>見書」について賛成の方は、挙手をお願いします (挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>なお、委員からの意見等をふまえ、意見書を修正することについては会長に一任していただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>意見書の修正については会長一任といたします。 意見書を市へ提出する日程調整を事務局をお願いします。」</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 5件 専決2号 5条届出 4件</p> <p>農業委員会における「専決」とは、あらかじめ認められた範囲内の事項につき、農業委員会の権限を、事務局で承認することを言います。「日進市農業委員会事務局規程」においては、「届出の受理」や「諸証明の発行に関すること」、「定例又は軽易な事項の処理に関すること」等が定められています。</p> <p>専決第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、5件の提出がありました。これは平成21年の農地法改正から、農地を相続等により権利を取得した場合に、権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内に農業委員会に届出をする必要があるものです。届出をしなかった場合、もしくは虚偽の届出を行った場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。なお、議案第1号のように売買・賃借等による権利を移転したり設定したりする際には農業委員会の許可を必要としておりますが、今回の5件のように相続した場合等につきましては許可は不要であるため専決処理としています。</p> <p>専決第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については、4件の提出がありました。</p> <p>これは、市街化区域にある農地を転用する目的で、所有権等の土地の権利設定・移転をするものについて届出をするものです。</p> <p>いずれも備考欄の日付にて事務処理を完了しています。</p>
--	--	--

	<p>議長 委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>専決第1号の25番の件について、相続した農地が多いがすべて適正に耕作されているか。</p> <p>田については、ほとんど農協に委託しています。</p> <p>場所によっては、農地バンクの活用も検討されています。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p> <p>続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。</p> <p>(事務局からその他について一括で報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地のあっせん願いについて</li> </ul> <p>生産緑地とは簡単に言いますと「良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している、都市計画法によって「生産緑地地区」として指定された市街化区域内の農地」のことです。</p> <p>この生産緑地は、通常市街化区域内の農地は宅地並みに固定資産税が課税されることに対し、減免措置を受けられるメリットがありますが、農地として管理することが義務付けられ、農地以外の土地利用はできません。</p> <p>本案件は生産緑地解除の手続きにおいて、令和5年6月の農業委員会でご審議いただいた、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を発行しました。これは身体の故障により営農ができないため、生産緑地を解除したいといったものです。その後、生産緑地法に基づき、地権者が市長に対して生産緑地地区を買取るよう申出ることができます。その後、市が買い取らない場合には、農業委員会等を通じて他の農業者へのあっせんを行います。締切日までにあっせんが成立せず、所有権の移転が行われなかった場合には、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、農地以外への転用が可能となります。</p> <p>本案件については、1㎡あたり149,812円、あっせんの締め切りは令和5年9月20日です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて</li> </ul> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げの提出が</p>
--	--	---

	議長	<p>1件ありました。</p> <p>令和5年4月の農業委員会でご審議いただいた案件ですが、資金計画の変更を余儀なくされたため取下げ願いの提出があり、専決で事務処理を完了しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地を農業用施設に使用する届出書について 農地を農業用施設に使用する届出書について1件提出がありました。</li> </ul> <p>農地を農地以外のものへ転用する場合には、農地法4条又は5条に基づく許可または届出が必要となりますが、耕作の事業を行う者がその事業のため、農機具置場や倉庫等の農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が200㎡未満の場合は農地転用の許可は不要とされています。</p> <p>本案件は自己所有地で自らが耕作している農地に農業用施設をつくる場合に必要な届出であるため、専決で事務処理を完了しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日進農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（農振除外）の基準について 日進農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（農振除外）の基準についてご説明します。</li> </ul> <p>議案第2号でも説明しました日進農業振興地域整備計画について、「農業振興地域の整備に関する法律」および「農用地利用計画の変更に係る県の同意基準」の変更に伴い、市の除外基準を一部改正するものです。</p> <p>変更除外に関する13条第2項については、今まで1号から5号までの5要件でしたが、法改正により「地域計画の達成に支障がないと認められること」として2号の要件が追加となりました。それに伴い以降の要件の条ずれを修正するとともに、一部修正をさせていただきました。</p> <p>なお、今後は市HPでの公表や行政書士会等への通知等により周知をさせていただき、11月の農振除外案件から適用させていただきます。</p> <p>ただし、2号要件の地域計画については、現時点ではまだ市の地域計画が未策定であり、見込みでは11月時点でも策定がされていないと思われるため、市地域計画策定後から適用することとさせていただきます。</p> <p>その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
--	----	--

<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>		<p>農業用施設の件で、200 m<sup>2</sup>以内の施設であれば問題ないということだが、どういったものを建築するのか。</p> <p>トラクター等を入れられるほどの大きさの農業用倉庫の建築になります。</p> <p>他にご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。</p> <p>事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来月の農業委員会 (9月27日 午後3時 本庁舎4階第1会議室)</li> <li>・活動記録について</li> </ul> <p>それでは、これもちまして、令和5年第8回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>
---	--	--